

若葉住宅 1 号棟南面外壁改修工事

備考		工 事 名	図 面 名	縮 尺	部 長	次 長	課 長	補 佐	建築第 1 係長	設備第 2 係長	設備第 2 係	建築第 1 係	図 面 番 号	A-00
		若葉住宅 1 号棟南面外壁改修工事	表 紙										製図年月日	令和 8 年 7 月
					以下 13 葉を承認する。								市原市役所資産経営部建築施設課	

図 面 リ ス ト

図面番号	図 面 名	縮 尺	図面番号	図 面 名	縮 尺
A-01	図面リスト		M-01	立面図（設備）	1/150
A-02	建築改修工事特記仕様書（１）				
A-03	建築改修工事特記仕様書（２）				
A-04	建築改修工事特記仕様書（３）				
A-05	建築改修工事特記仕様書（４）				
A-06	建築改修工事特記仕様書（５）				
A-07	案内図・配置図	N. S、1/800			
A-08	平面図	1/150			
A-09	立面図	1/200			
A-10	矩計図	1/500			
A-11	仮設計画図				

備考		工 事 名	図 面 名	縮 尺	図 面 番 号	A-01
		若葉住宅１号棟南面外壁改修工事	図面リスト		製図年月日	令和８年７月
					市原市役所資産経営部建築施設課	

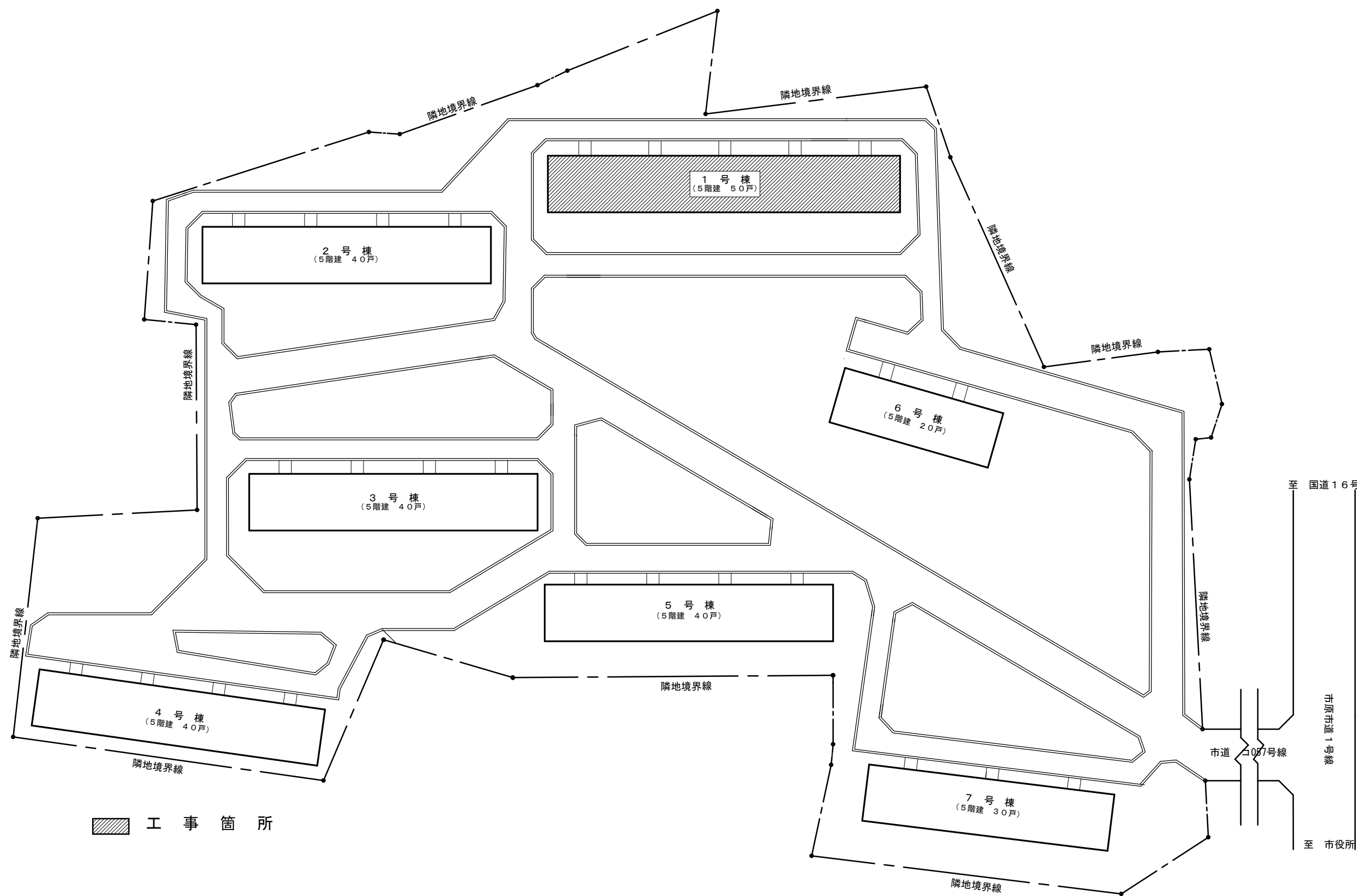
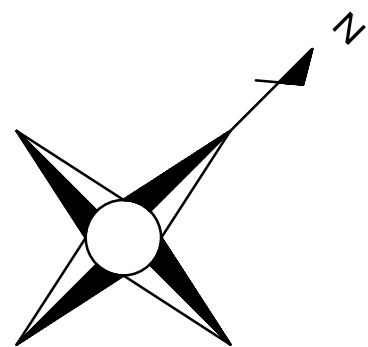
工事名称 若業住宅1号棟南面外壁改修工事 特記仕様書 I. 工事概要 1. 工事場所 市市五井 2. 改修建物概要 <table> <tr> <th>建 物 名 称</th><th>構 造</th><th>階 数</th><th>延べ面積 (㎡)</th></tr> <tr> <td>若業住宅1号棟</td><td>PC造</td><td>5階</td><td>2,430.2</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 3. 工事種目 ○印の付いた種目 ○大規模改修 ・構造改修 ・その他（車椅子使用者用トイレ設置、ｽﾛｰﾌﾟ設置、オストメイト対応トイレ設置） 4. 工事内容 ○印の付いた種目 1) 大規模改修 外 部 ○ベランダ防水改修 ○外壁改修 ・金属製建具一部取り替え ○ガラス取り替え ○サッシ廻りシーリング打ち替え ・ｽﾏﾙﾄﾞ ﾜｯｼﾝｸﾞ ﾖｲﾄﾞ取り替え ○屋上手摺取り替え ○壁縫取り替え ・ガラスシール替え（カーテンウォール） ○軒天改修 ○PC目地シール打ち換え ・ 内 部 ・天井張り替え ・内壁塗り（貼り）替え ・巾木塗り（貼り）替え ・床張り替え ・便所改修 ・車椅子使用者用トイレ設置 ・便所地下ピット設置 ・土間配管（配線）ピット設置 ・木製建具取り替え ・黒板張り替え ・掲示板張り替え ・改壇取り替え ・ロッカー取り替え ・ 2) 構造改修 ・構造壁設置（鉄骨ブレス壁 箇所、RC壁 箇所、 ・柱設置（RC柱 箇所、S柱 箇所、 ・柱補強（鉄板巻き 箇所、RC増打 箇所、 ・その他（RC袖壁 箇所、RC床 箇所、基礎補強 3) その他 ・内装改修 ・塗装改修 ・建具改修 ・屋上防水改修 ・スロープ設置 ・舗装工事 II. 建築改修工事仕様 1. 共通仕様 1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。 なお、本特記仕様書と標仕でずれ等のある場合は、当該箇所を下記仕様書の内容に読替えるものとする。 ○公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「改修標準仕様書」という。） ○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「標準仕様書」という。） ○建築物解体工事共通仕様書（令和4年版） 2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。 なお、電気設備工事の特記仕様書は（ / ）図、機械設備工事の特記仕様書は（ / ）図による。 2. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する ○印と ※印の付いた場合は共に適用する 3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 また、（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) G印は「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月19日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。 5) 構造改修については、別記構造特記仕様による。	建 物 名 称	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	若業住宅1号棟	PC造	5階	2,430.2									5 電気保安技術者 ※適用する（・ 自家用電気工作物 ・ 一般電気工作物 ） ・ 適用しない ただし、自家用電気工作物の場合は[1.3.3.(1)～(3)]の他、次にによるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第3条に定める工事管理者（ ）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。 6 工事用電力設備の保安責任者 ・工事用電力設備の保安責任者は、使用区域を変更しようとする場合は、千葉県自家用電気工作物保安規程第26条第3項の規定により、保安監督者（総務部管財課長）に「自家用電気工作物使用区域変更届出書」を提出すること。 ⑦ 条件明示項目 ○別紙施工条件の明示による。 フレックス工期契約制度 ・適用する「工事着手期限（令和 年 月 日）、工期の終期日（令和 年 月 日）留意事項（千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領第5条） ※受注者は、工事着手日を明らかにするために、契約締結後7日以内に 工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。 ※契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 ※契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。 ※工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工機製作等を含む）を行ってはならない。 ※前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。 ※工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。） ・適用しない 現場施工可能期間 ・ 年 月 日 ～ 年 月 日（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ・ 年 月 日 ～ 年 月 日 資材置場及び駐車場所 ・敷地内 ・敷地外（ ・ 無償 ・ 有償 ） 部分使用 ・有り ・無し ・ 年 月 日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所（ ） ⑧ 環境への配慮 〔1.4.1〕 （1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びぶスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジエープリル及びフタル酸ジエーエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びぶスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の第7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の第7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 9 材料の品質等 〔1.4.2〕 （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指示する工法とする。 （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保蔵材、既調合モルタル、既調合目地材、防水材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切り、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、鋼鉄製たて、屋上換気システム、ポリマーセメントモルタル、床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフトレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切り、トップライト 10 材料の試験 〔1.4.5〕 ※コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の引張り試験については、（公財）千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。 ⑪ ワンダーレスポンス ○別紙施工条件の明示による。 ※本工事は、ワンダーレスポンス対象工事である。 「ワンダーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上回答期限を設けると、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を見届ながら施工すること。 2）受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明すると共に速やかに文書にて監督職員へ報告すること。	12 技能士 〔1.6.2〕 適用工事種別 防水改修工事 ・ｱｽﾌﾙﾄ防水工事作業 ・ｸﾘﾅｸﾞﾐ系塗膜防水工事作業 ・ﾌｸｶﾚﾞﾐ系塗膜防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ﾔﾓﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・改質ｱｽﾌﾙﾄｼｰﾄｼｰﾄ工法防水工事作業 ・FＲP防水工事作業 ・左官作業 ・内外装板金作業 外
建 物 名 称	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)															
若業住宅1号棟	PC造	5階	2,430.2															

[illegible]

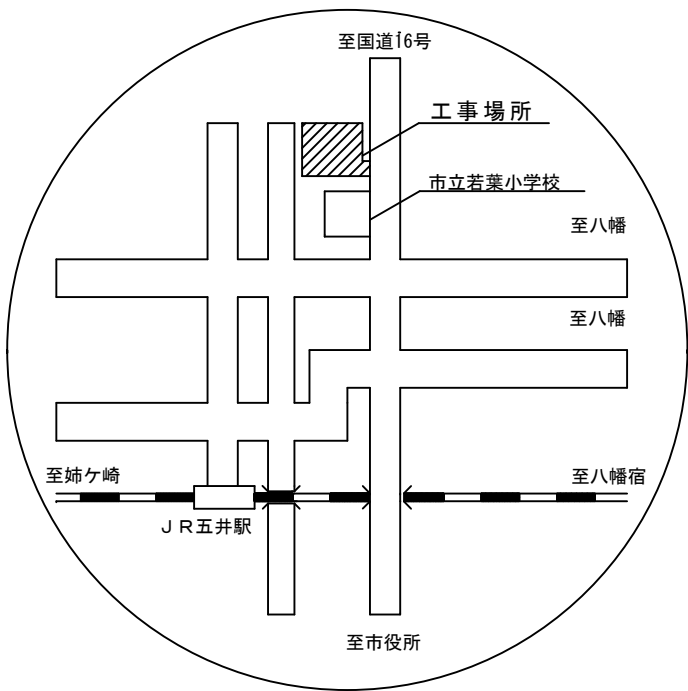
[illegible]

[illegible]

[illegible]



配置図 1/800



案内図

備考

工 事 名

図 面 名

縮 尺

図 面 番 号

A-07

製図年月日

令和 8 年 7 月

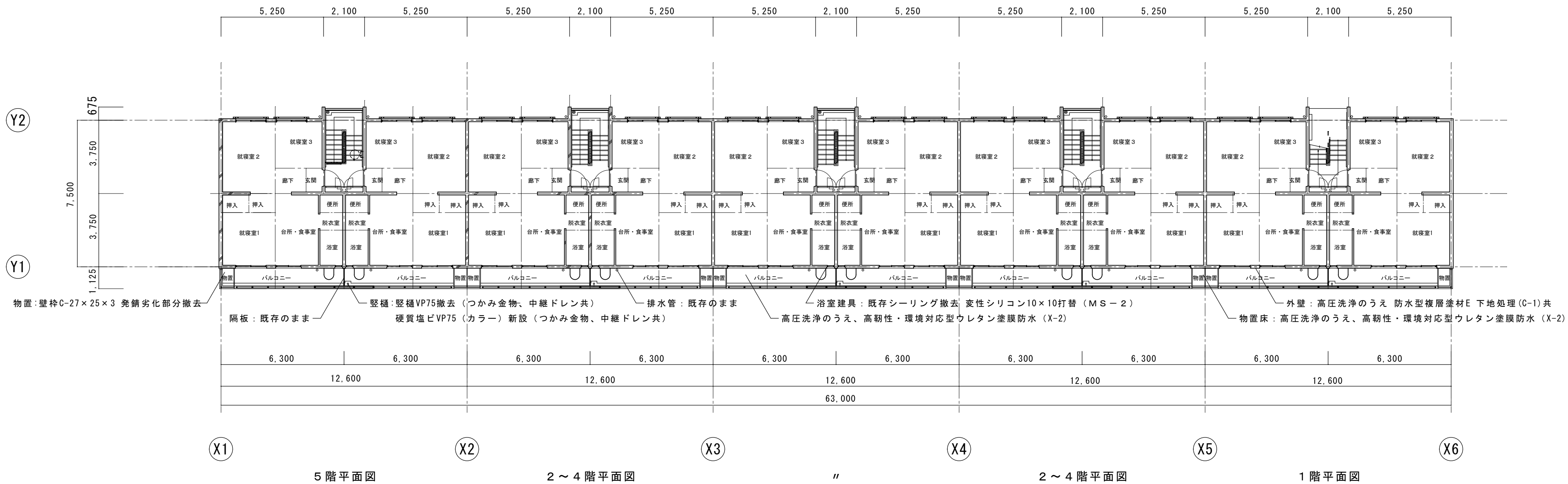
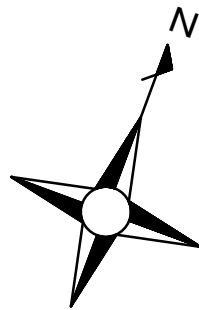
若葉住宅 1 号棟南面外壁改修工事

案 内 図

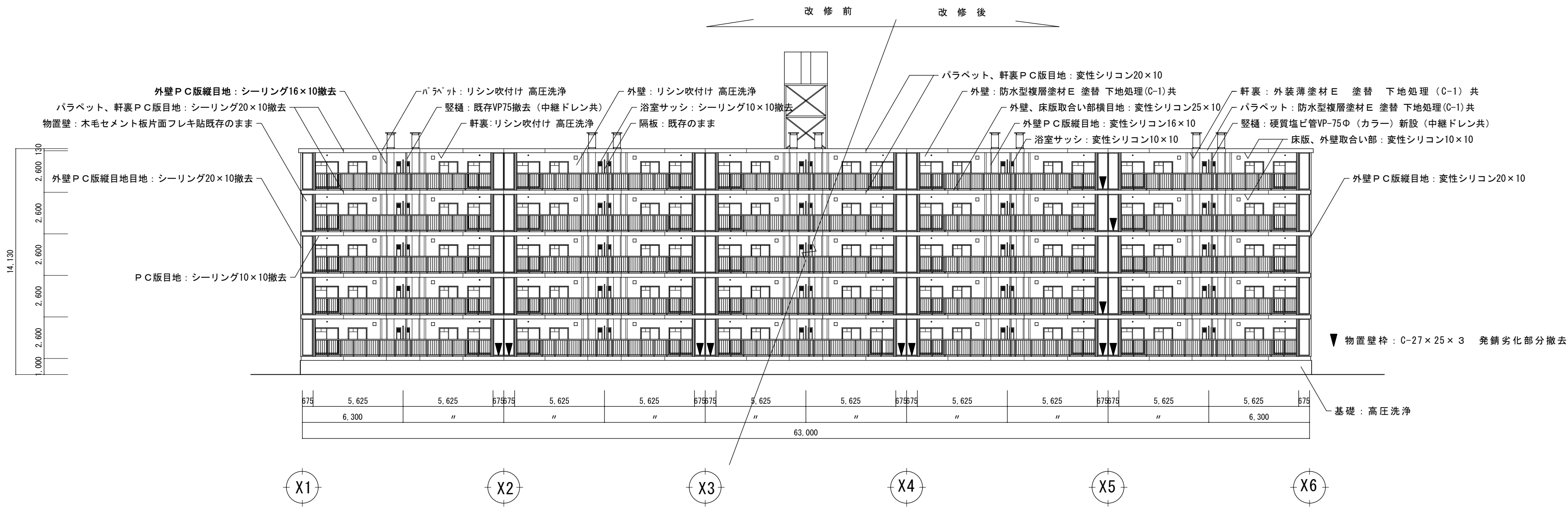
配 置 図

市原市役所資産経営部建築施設課

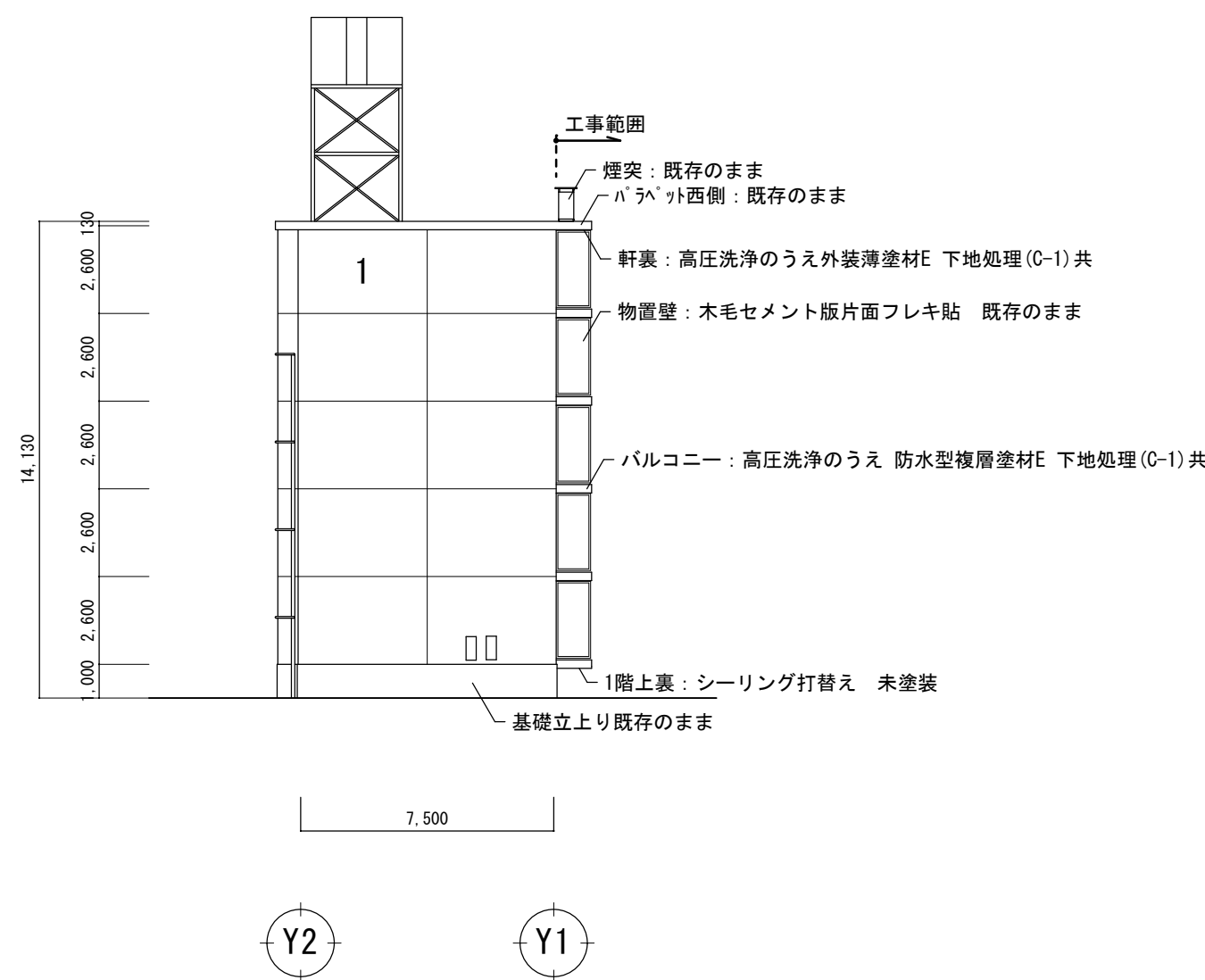
1/800



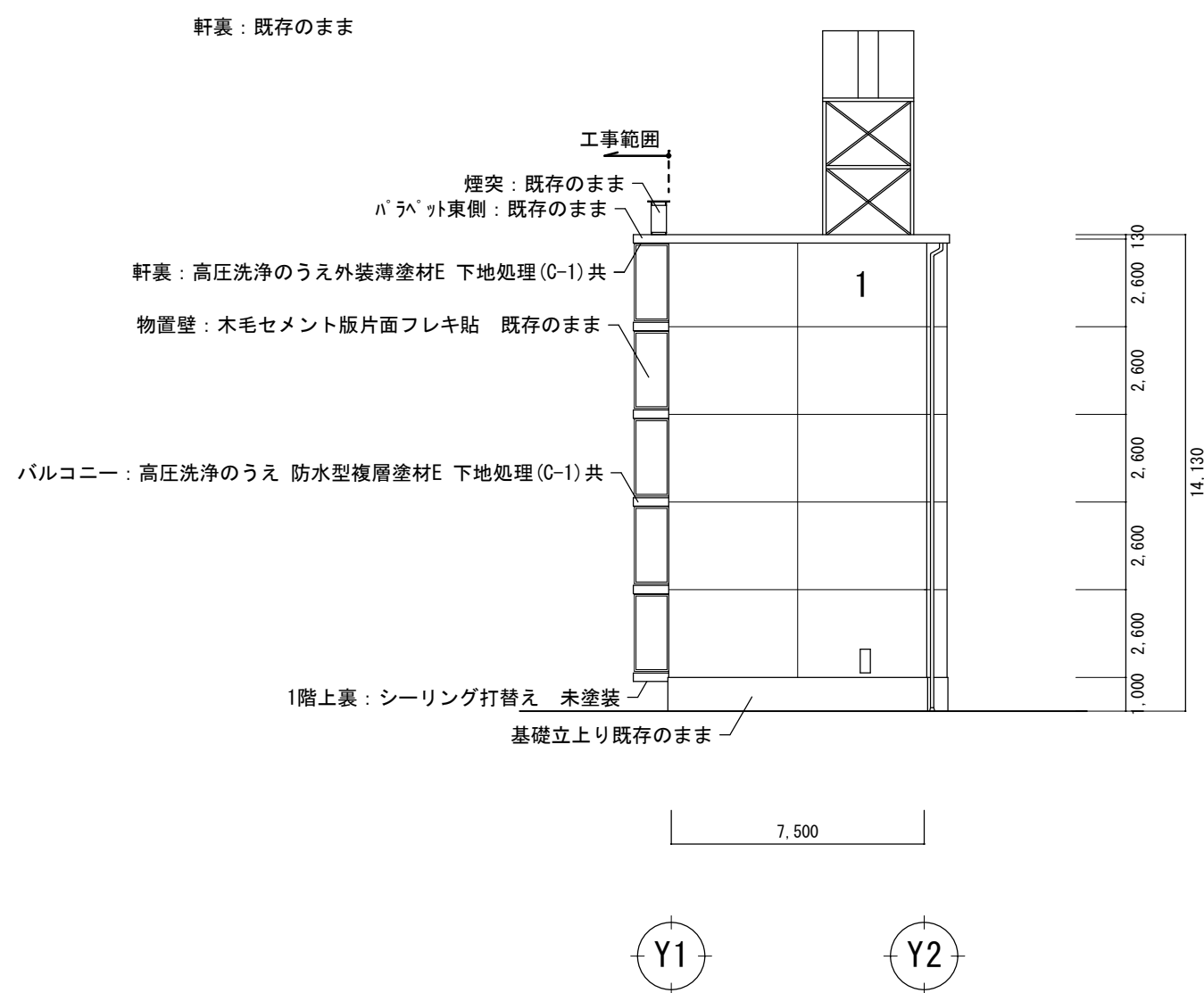
備考	※ 改修内容は各階共通とする。	工 事 名	図 面 名	縮 尺	図 面 番 号	A-08
					製図年月日	令和 8 年 7 月
					市原市役所資産経営部建築施設課	
		若葉住宅 1 号棟南面外壁改修工事	平面図	1/150		



南側立面図 S = 1 : 2 0 0

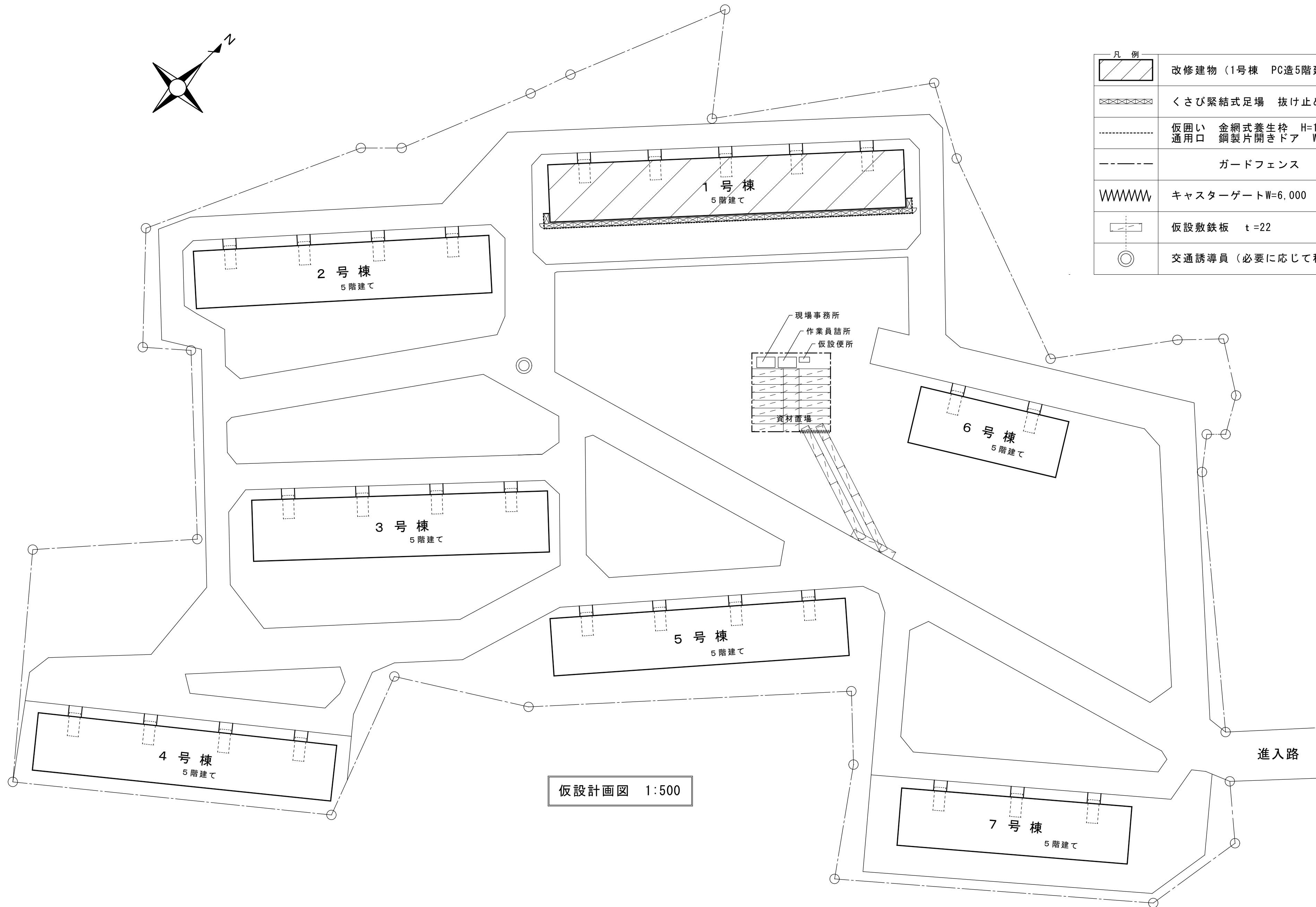
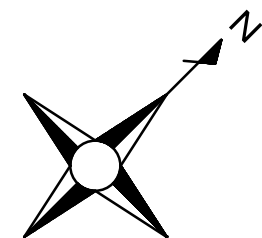


西側立面図 S = 1 : 2 0 0



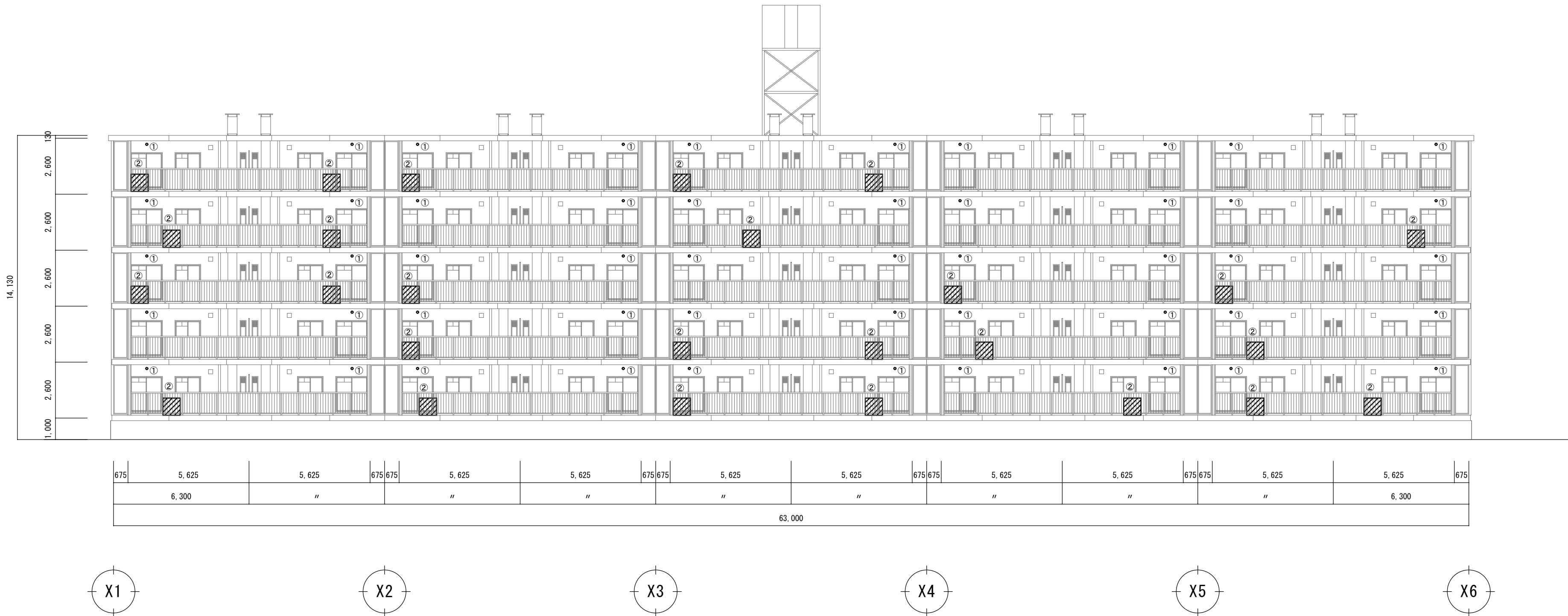
東側立面図 S = 1 : 2 0 0

備考	※外壁補修に関する施工数量調査は、外壁のほか、南面基礎立上り、軒裏、バルコニーなども調査範囲とする。 ※下地部分は、ワイヤーブラシ等でケレンし、汚れ、ほこり、油等の除去・清掃を行う。また、部分的に露出している鉄筋やアンカー金物等は、健全部分が露出するまでコンクリートを削り、ワイヤーブラシ等でケレンを行い錆を除去する。 鉄筋コンクリート用防錆剤等を塗付け、防錆処理を行った上、ポリマーセメント等にて埋めること。 ※塗装部分の詳細、施工箇所等は、立面図、矩計図を参照すること。 ※外壁及び軒天の仕上塗材（下地調整材）には、石綿含有していない。 ※改修内容は各階共通	工 事 名	図 面 名	縮 尺	図 面 番 号	A-09
					製図年月日	令和 8 年 7 月
					市原市役所資産経営部建築施設課	



凡 例	
	改修建物（1号棟 PC造5階建）
	くさび緊結式足場 抜け止め機能付き W=900
	仮囲い 金網式養生柵 H=1,800 建物周り L=154㎡ 通用口 鋼製片開きドア W=900 2か所
	ガードフェンス 資材置場 L=54,0
	キャストゲートW=6,000 H=1,800
	仮設敷鉄板 t=22
	交通誘導員（必要に応じて移動すること）

備考	※現場事務所等の配置は参考とする ※足場メッシュシートは、基本的には畳んだ状態とし、 高圧洗浄、下地処理及び塗装等の飛散が懸念される場合に張ること	工 事 名	図 面 名	縮 尺	図 面 番 号	A-11
		若葉住宅 1号棟南面外壁改修工事	仮設計画図	1:500	製図年月日	令和 8 年 7 月
					市原市役所資産経営部建築施設課	



記号			数量	備考
①	換気ガラリ(100φ)	撤去・新設	50	既設：換気ガラリ 新設：丸型フード付ガラリ(SUS製、防虫網付、止水板付)
②	室外機	取外し・再取付	26	

備考	太線は撤去・新設、取外し・再取付を示す。 室外機はベランダ防水改修に支障とならないよう、仮設用架台等を使用し、取外し・再取付すること。	工 事 名	図 面 名	縮 尺	図 面 番 号	M - 0 1
		若葉住宅 1 号棟南面外壁改修工事	立面図（設備）	1 / 1 5 0	製図年月日	令和 8 年 7 月
					市原市役所資産経営部建築施設課	